

平成 31 年 2 月 1 日

東京弁護士会 御中

懲戒請求者 [redacted]

懲 戒 請 求 書

〒 [redacted] 東京都 [redacted] (電話 [redacted])

懲戒請求者 [redacted]

〒104-0033 東京都 [redacted] ビル [redacted] 法律事務所 (電話 03-[redacted])

被調査人 東京弁護士会所属弁護士

[redacted]	[redacted]

請 求 の 趣 旨

懲戒請求者は、被調査人の懲戒処分を請求する。

懲 戒 の 理 由

第 1 当事者

懲戒請求者（以下「請求者」とする。）は、[redacted] [redacted]（旧姓 [redacted]，以下「[redacted]」
とする。）の父である。

被調査人らは、請求者の元配偶者である [redacted] [redacted]（旧姓 [redacted]，以下「[redacted]」
とする。）の代理人である。

第2 前提事実

請求者と[]は平成14年[]月[]日に婚姻し、両者の間に[]が平成24年[]月[]日に生まれた。

[]は、生後、請求者と[]と3人で同居し暮らしていた。

第3 対象弁護士らの連れ去り教唆

- 1 平成28年1月8日請求者は、[]に対して円満調停を申し立て、第1回目期日が、平成28年2月9日に設定されていた。(甲1)
- 2 平成28年2月2日9:00、請求者は[]を保育園に預けた。その際に、同日17:30頃に、[]が迎えに来る旨を伝えた。
- 3 その直後、平成28年2月2日9:15頃、[]は、保育園から[]を連れ去り、失踪し、以降連絡を絶った。
- 4 平成28年2月2日の夕方から翌朝まで請求者は、行方不明、音信不通となった[]と[]を探し続けた。(甲2)
- 5 平成28年2月3日10:00頃、被調査人[]より請求者に電話連絡があり、[]を連れ去り[]が単独実効支配を始めたこと、監護者指定手続きを申し立てたこと、裁判所以外での誠実協議には応じないことを伝えられた。
- 6 平成28年2月1日に、被調査人らにより、[]から請求者に対する離婚調停及び[]の監護者指定の申立てがされていた。
- 7 平成28年2月4日、平成28年2月2日付けの、被調査人らから請求者に対する「ご通知」と表される書面が郵便で届いた。(甲3)
- 8 以降、請求者は[]に連絡する術を失い、[]は[]に拘束され、従前の生活、請求者及びその親族などの愛着対象を突如奪われたまま現在に至っている。

かかる事実から、被調査人らは[]に[]の連れ去りについて事前に指導助言したことは明白である。

第4 連れ去り教唆は許されないこと

子どもの連れ去り別居は原則違法とすべきであり、ことに弁護士が離婚を有利にするために連れ去り別居を唆すことは禁圧すべきである。

以下、理由を示す。

民法766条が、平成23年に改正され、平成24年に施行されたところ、同法条1項は、「父母が協議上離婚するときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会交流、子の監護に要する費用の分担その他の必要事項は、協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とある。

そして、同法条改正時の国会の議論において、江田五月法務大臣は「子の連れ去りが場合によっては児童虐待になる。～不当な連れ去りが不利に働く」（平成23年4月26日衆議院法務委員会における法務大臣答弁、甲5）「合意ができる前に無理して子どもを移動させて自己の管理下におけば、あとは継続性の原則で守られるというのはいけない。」（平成23年5月26日参議院法務委員会における法務大臣答弁、甲6）と、子の親権・監護権を奪取する目的の連れ去り行為について、あってはならないことであると答弁している。まさに、正当な理由のない連れ去り別居は同法条改正時の立法者意思に反しているのである。

それにもかかわらず、平成25年3月5日衆議院本会議において、衆議院議員渡辺喜美氏が民法766条の趣旨を裁判所が徹底するよう求めた他、「離婚相談を受けた弁護士の中には、まず子供を連れ去れ、もう一方の親から引き離せ、虚偽でもDVの主張をしろと指導し、金もうけをする者がいると言われています。」と引き離しを助長する弁護士の存在を指摘している。これに対し、安倍晋三総理大臣は、766条の周知徹底をするとの答弁をした。（甲7）連れ去り教唆をする弁護士が強く非難されているのである。

なお、これらに先立ち、日弁連も、平成21年3月1日に発行された「日弁連六十年」において、「本来、子の監護をめぐる紛争は協議によって解決するか、協議が整わないときは家庭裁判所の手続によって解決すべきものであり、そのよう手続を経ないで子を一方的に連れ去ることは違法である。」と断じており、まさに上述民法766条を改正する立法者意思を先取りする見解を表明している。そうであるなら、民法766条の趣旨からして、別居前に子どもの監護養育面会交流の話し合いをして、それが行われた後に別居することこそが原則なのである。

正当な理由のない連れ去りを弁護士が唆すことは、まさに、この話し合いの機会を奪っているのであり、禁圧すべきなのである。

法律や倫理に反する悪しき裁判所実務の運用があるのであれば、それを悪用するのではなく、弁護士法第一条二項に定められている通り、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならないのである。

裁判所の実務の運用を悪用した子の連れ去りは、昨年、EU 二六か国から日本の法務大臣宛てに送られた書簡が「未成年者の略取」と題されたプレスリリースが発行され（甲 8）、人権デーには在日 EU 連合代表部が、児童の権利条約に違反している子の連れ去りを日本政府に働きかけを行う必要があることを表明している。（甲 9） 批准した条約や国際標準となる倫理に反するだけでは無く、既存法に照らしても子の連れ去りは国内憲法学者からも問題視されている。（甲 10）

弁護士会が強いリーダーシップをもって、弁護士らが、かような社会正義に正面から反する行為をやめさせるべきなのである。これは、結果として、子供を連れ去った側が監護者として指定されたとしても、対等な話し合いの機会を奪った以上、その違法性は変わらないのである。

したがって、本件、被調査人らは、正当な理由なく依頼者に連れ去りを唆したのだから、弁護士倫理に反することが明かであり、しかるべき懲戒請求が下されるべきなのである。

以 上

証 拠 方 法

1. 甲第 1 号証 円満調停申立書
2. 甲第 2 号証 請求者から被調査人の依頼者へのメール
3. 甲第 3 号証 受任通知
4. 甲第 4 号証 平成 23 年 4 月 26 日衆議院法務委員会会議録
5. 甲第 5 号証 平成 23 年 5 月 26 日参議院法務委員会会議録
6. 甲第 6 号証 平成 25 年 3 月 5 日衆議院本会議会議録
7. 甲第 7 号証 日弁連 60 周年論集
8. 甲第 8 号証 駐日イタリア大使館プレスリリース
9. 甲第 9 号証 駐日 EU 連合代表部の意見
10. 甲第 10 号証 憲法学者の意見

懲戒請求事件

被調査人 [redacted], [redacted], [redacted], [redacted],
[redacted], [redacted], [redacted], [redacted], [redacted],
[redacted], [redacted], [redacted], [redacted], [redacted]

平成 31 年 2 月 1 日

東京弁護士会 御中

懲戒請求証拠説明書

懲戒請求者 [redacted]

〒 [redacted]
[redacted]

表題の件を下記の通り説明します。

記

号証	標目	作成年月	作成者	立証趣旨
甲 1	円満調停申立書(写し)	H 28.1.8	請求者	請求者が離婚に反対していたこと。離婚原因が無かったこと。
甲 2	メール(写し)	H 28.2.2 ~2.20	請求者	子の連れ去りが請求者に全くの無断で行われた事実。
甲 3	通知書(写し)	H 28.2.2	被調査人	被調査人らが、連れ去り前日に、監護者指定手続きを申し立て、連れ去り当日に受任通知を作成送付したこと。
甲 4	衆議院法務委員会会議録(写し)	H 23.4.26	衆議院	江田五月法務大が「子の連れ去りが場合によっては児童虐待になる。～不当な連れ去りが不利に働く」と答弁したこと。

甲 5	参議院法務 委員会会議 録(写し)	H 23.5.26	参議院	江田五月法務大が 「合意ができる前に無理して子どもを移動させて自己の管理下におけばあとは継続性の原則で守られるというのはあってはいけない。」 と答弁したこと
甲 6	衆議院本会 議会議録 (写し)	H 25.3.5	衆議院	安倍総理大臣が、 子の連れ去りに対処すべく改正された民法766条の立法趣旨を周知徹底させることを表明していること。
甲 7	日弁連60 周年記念 論集(写し)	H 21.3	日本弁護士連 合会	日本弁護士連合会が 「本来、子の監護をめぐる紛争は協議によって解決するか、協議が整わないときは家庭裁判所の手続によって解決すべきものあり、そのような手続を経ないで子を一方的に連れ去ることは違法である。」 と断じたこと、
甲 8	プレスリリース (写し)	H 30.3.30	駐日イタリア大使館	駐日イタリア大使と他国の欧州連合加盟国駐日大使が、上川陽子法務大臣に対し、片親による未成年者の略取問題について、今後判決を尊重し、両方の親の関係を保ち続けることができるよう、関係当局が日本の裁判所での判決内容に細心の注意を払い、厳重に監視することを求めたこと。

甲 9	ツイート (写し)	H30.12.10	駐日欧州 連合代表 部	駐日欧州連合代表部が、 子の連れ去り親子引き離しは、日 本の批准している児童の権利条約 に違反しており、日本の当局に働 きかけを行う必要があることを表 明していること。
甲 10	ツイート (写し)	H30.9.19 ~ H31.1.14	九州大学 大学院法 学研究員 准教授(憲 法) 京都大学 博士(法学) 井上武史	法学者から、片親による子の連れ 去りに違法性がありながら、横行 していることに疑問が投げかけら れていること。

以上

受付カード

家事 (審判 ・ 調停 ・ 雑 ・ 抗告提起) 事件

事件番号	平成 28 年 (家 1) 第 号
担当係	家事部 第 3 部 2B 係
受付年月日	平成 28 年 / 月 8 日
<p>注意 1 事件についての連絡、お問い合わせ等は、上記の担当係(電話番号は下記に記載)にしてください。 2 申立書又は訴状に記載した住所等が変わった場合には、直ちに担当係に連絡してください。 〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2 東京家庭裁判所</p>	

担当係電話番号表

担当部	審判(相続放棄, 子の氏の変更, 氏の変更など)を申し立てた方	調停を申し立てた方
<input type="checkbox"/> 第1部1係 (財産管理)	<input type="checkbox"/> 03-3502-5376 <input type="checkbox"/> 03-3502-5377	
<input type="checkbox"/> 第2部1A係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5038	
<input type="checkbox"/> 第2部1B係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5038	
<input type="checkbox"/> 第2部2A係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5038	<input type="checkbox"/> 03-3502-8323
<input type="checkbox"/> 第2部2B係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5038	<input type="checkbox"/> 03-3502-5023
<input type="checkbox"/> 第2部3係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5038	<input type="checkbox"/> 03-3502-5051
<input type="checkbox"/> 第2部4係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5038	<input type="checkbox"/> 03-3502-5024
<input type="checkbox"/> 第3部1A係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5045(子の氏, 相続放棄) <input type="checkbox"/> 03-3502-5059(上記以外)	<input type="checkbox"/> 03-3502-8324
<input type="checkbox"/> 第3部1B係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5045(子の氏, 相続放棄) <input type="checkbox"/> 03-3502-5059(上記以外)	<input type="checkbox"/> 03-3502-8324
<input type="checkbox"/> 第3部2A係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5128	<input type="checkbox"/> 03-3502-5041
<input checked="" type="checkbox"/> 第3部2B係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5013	<input checked="" type="checkbox"/> 03-3502-5058
<input type="checkbox"/> 第3部4係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5013	<input type="checkbox"/> 03-3502-5042
<input type="checkbox"/> 第4部1A係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5090	
<input type="checkbox"/> 第4部1B係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5129	
<input type="checkbox"/> 第4部2係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5060	<input type="checkbox"/> 03-3502-5049
<input type="checkbox"/> 第4部3A係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5060	<input type="checkbox"/> 03-3502-5053
<input type="checkbox"/> 第4部3B係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5052	<input type="checkbox"/> 03-3502-5068
<input type="checkbox"/> 第4部4係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5052	<input type="checkbox"/> 03-3502-5057
<input type="checkbox"/> 第5部1係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5135	
<input type="checkbox"/> 第5部2係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5379	
<input type="checkbox"/> 第5部3係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5384	
<input type="checkbox"/> 第5部4係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5385	
<input type="checkbox"/> 第5部5係	<input type="checkbox"/> 03-3502-5021	

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

夫婦関係等調整調停申立書 事件名 (可清)

家庭裁判所 御中 平成 20 年 / 月 8 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	
--------------------------------	-----------------------------	--

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) <input type="checkbox"/> (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書 <input type="checkbox"/>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申立人	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 東京 都 道 府 県	
	住所	〒 (方)	
	フリガナ氏名		大正 昭和 平成 年 月 日生 (歳)
相手方	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 東京 都 道 府 県	
	住所	〒 (方)	
	フリガナ氏名		大正 昭和 平成 年 月 日生 (歳)
未成年の子	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input checked="" type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生 (歳)
フリガナ氏名		(歳)	

(注) 太枠の中だけ記入してください。未成年の子は、付随申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。 □の部分には、該当するものにチェックしてください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。
 □の部分は、該当するものにチェックしてください。
 ☆ 付随申立ての6を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
※ ① 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。 2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。	※ 1 申立人と相手方は離婚する。 2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。 (付随申立て) (1) 未成年の子の親権者を次のように定める。については父。については母。 (2) (□申立人/□相手方)と未成年の子が面会交流する時期、方法などにつき定める。 (3) (□申立人/□相手方)は、未成年の子の養育費として、1人当たり毎月(□金.....円 / □相当額)を支払う。 (4) 相手方は、申立人に財産分与として、(□金.....円 / □相当額)を支払う。 (5) 相手方は、申立人に慰謝料として、(□金.....円 / □相当額)を支払う。 (6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、(□0.5 / □(.....))と定める。 (7)

申 立 て の 理 由	
同 居 ・ 別 居 の 時 期	
昭和	昭和
同居を始めた日... 年 月 日	別居をした日... 年 月 日
平成	平成
申 立 て の 動 機	
※当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。	
1 性格があわない	2 異性関係
5 性的不調和	6 浪費する
8 精神的に虐待する	9 家族をすててかえりみない
11 同居に応じない	12 生活費を渡さない
3 暴力をふるう	4 酒を飲みすぎる
7 病 気	10 家族と折合いが悪い
13 ◎ その他	

進行に関する照会回答書(申立人用)

書面は、調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、空欄に具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。審判を申し立てた場合にも、調停手続が先ることがありますので提出して下さい。

書面は原則として閲覧・コピーの対象とはしない取扱いになっています。

<p>の申立てをするに相手方と話し合ったことがありますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ある。(そのときの相手方の様子にチェックしてください。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 感情的で話し合えなかった。 <input type="checkbox"/> 冷静であったが、話し合はまともらなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 態度がはっきりしなかった。 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p><input type="checkbox"/> ない。(その理由をチェックしてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 全く話し合いに応じないから。 <input type="checkbox"/> 話し合っても無駄だと思ったから。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>
<p>相手は裁判所の出しに応じていますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 応じらると思う。 (理由等があれば、記載してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 応じないと思う。</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p>
<p>停での話し合いは滑に進められると思いますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 進められると思う。 (理由等があれば、記載してください。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 進められないと思う。 [REDACTED]</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p>
<p>の申立てをするを相手方に伝えていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 伝えた。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 伝えていない。</p> <p><input type="checkbox"/> すぐ知らせる。 <input type="checkbox"/> 自分からは知らせるつもりはない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自分からは知らせにくい。</p>
<p>相手の暴力等がある場合には、記してください。</p>	<p>1 相手方の暴力等どのような内容ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る・暴言ををく。 <input type="checkbox"/> 物を投げる。 <input type="checkbox"/> 殴る・蹴る。 <input type="checkbox"/> 凶器を持ち出す。</p> <p>(1) それはいつ頃のことですか。</p> <p>_____ 頃 から _____ 頃 まで</p> <p>(2) 頻度はどのくらいですか。</p> <p>_____ 回</p> <p>2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(ケガや症状等の程度)</p> <p>3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申し立てる予定はない。 <input type="checkbox"/> 申し立てる予定である。</p> <p><input type="checkbox"/> 申し立てたが、まだ結論は出ていない。 <input type="checkbox"/> 申し立てたが、認められた。</p> <p><input type="checkbox"/> 認められた。 ※保護命令書の写しを提出してください。</p> <p>4 相手方の調停時の対応について</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所で暴力を振るう心配はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人と同席しなければ暴力を振るうおそれはない。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力を振るう心配がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所への行き帰りの際に暴力を振るうおそれがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所へ薬物、アルコール類を摂取してくるおそれがある。</p>
<p>調停期日の差し支曜日等があれば記してください。</p>	<p>申立人の <input type="checkbox"/> 希望曜日 _____ 曜日 午前・午後</p> <p>(ご希望に沿えない場合もごさいます。予めご了承下さい。)</p> <p><input type="checkbox"/> 差し支え曜日 _____ 曜日 午前・午後</p> <p>(すでに差し支えることがわかってる日→)</p>
<p>調停は平日の前または午後に行われます。</p>	<p>相手方の <input type="checkbox"/> 希望曜日 _____ 曜日 午前・午後</p> <p><input type="checkbox"/> 差し支え曜日 _____ 曜日 午前・午後</p> <p>(※分からなければ記載しなくてもかまいません。)</p>
<p>裁判所に配慮を求ることがあれば、その内容をお記してください。</p>	<p>毒が子を連れ去ることを予防したい</p>



甲第2号証



2016年2月2日 19:37

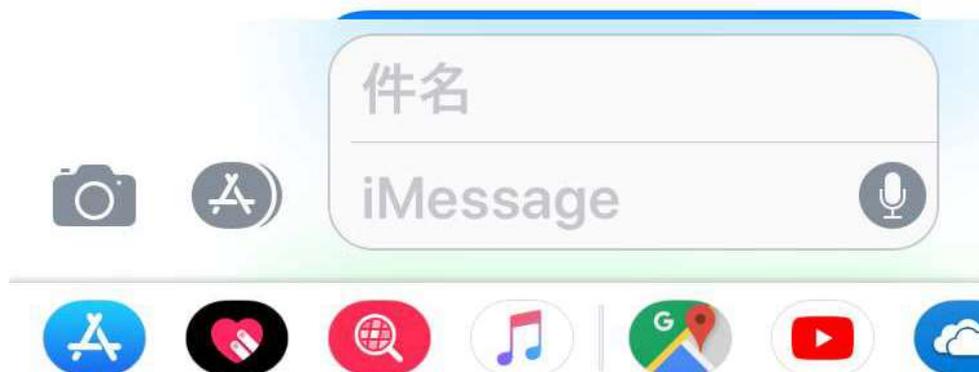
遅くなる時は連絡して下さい。

何かあったのかな？心配をしています。

2016年2月3日 0:06

頼む安否だけでも確認させて！

2016年2月5日 8:01





2016年2月3日 0:06

頼む安否だけでも確認させて！

2016年2月5日 8:01

地震は大丈夫だった？

2016年2月6日 9:59

■の声を聞かせ欲しい
こんなむごいことはもう
やめて欲しい
頼む

SMS/MMSで送信済み

件名

iMessage



ご 通 知

平成28年2月2日

〒 [redacted]
東京都 [redacted]
[redacted] 様

通知人 [redacted]
〒104-0033
東京都 [redacted]ビル
[redacted]法律事務所

TEL 03-[redacted] FAX 03-[redacted]

通知人代理人

弁護士 [redacted] 同
同 [redacted] 同
同 [redacted] 同
同 [redacted] (担当) 同
同 [redacted] 同
同 [redacted] 同
同 [redacted] (担当) 同

[redacted] 同
[redacted] 同
[redacted] 同
[redacted] 同
[redacted] 同
[redacted] 同
[redacted] 同

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

突然のお手紙にて、失礼致します。

当職らは、[redacted]氏（以下「通知人」といいます。）から、貴方との夫婦関係調整（離婚）及び子の監護者指定について一切の委任を受けましたので、お知らせ致します。

また、本通知書は1通を内容証明郵便兼配達証明とし、1通を特定記録付郵便としてお送りしております。

今後、離婚・子の監護者指定及びそれに付随する事項に関するご連絡は全て当職らが承りますので（担当：[redacted]、[redacted]）、通知人や通知人の親族、及び、通知人の勤務先に対しては、訪問・電話・メールその他方法の如何を問わず、直接のご連絡はお控えください。

さて、[redacted]氏は、平成28年2月1日、貴方と離婚等についてのお話合いのため、東京家庭裁判所に夫婦関係調整調停（離婚）（事件番号：平成28年（家イ）[redacted]）及び子の監護者の指定審判（事件番号：平成28年（家）[redacted]）を申し立て、同月2日より離婚を前提とする別居を開始することに致しました。[green]君につきましては、誕生以降主たる監護者であった[redacted]氏において引き続き監護致しますので、ご安心ください。

なお、[green]君の監護権につきましては、今後裁判所が判断するところとなりますので、ご意見がございましたら裁判手続内でご主張ください。違法な連れ去り行為は断じてお控えください。

まずは略儀ながら、書面での受任のお知らせにて失礼致します。今後とも何卒よろしくお願い致します。

敬具

も、家族法の改正というは大変難しいことである。言ってみれば、民法の家族部分、家族法というの、あかすの間というんですか、あかすの扉というんでしょうか、そういうものであり続けたいと思いませんか。今それが開かれたと私は思います。

しかしながら、先ほど同僚議員からの指摘もございましたが、これまでも議論のあった、例えば非嫡出子の相続の問題とか、あるいは出ては消え出たは消えの夫婦別姓の問題とか、いろいろな家族法にかかわる問題は頓挫してきているんじゃないか、頓挫という言葉がよろしければですね。そういう中で、余り指摘されたことはないんですけれども、もう一つ、児童虐待と並んで、今、高齢者虐待というのも非常に増加をしております。身元の虐待もあるし、それから、親の年金をとってしまふというような経済的虐待もある。

そういうものが非常にふえているんですけども、親をだれが見るかというのについて、今の民法では難しいところがあります。もちろん、よくも悪くも、かつて旧民法では家督が相続しておりました。親をだれが見るかというの均分相続とも非常に関連をしております。

ヨーロッパの国では、親の扶養義務をなくした国もあるというふうに聞いておりますけれども、これは最後の質問になります。家族法の将来の課題として、今度児童虐待に対応する措置ができたんですけれども、老人虐待に対応する民法上の検討というのはいかがでしょうか。つまり、先ほど、子供は社会の子供と申しましたが、お年寄りも社会のお年寄り、社会介護をする制度に合っていくような民法改正というの検討する方向はありますでしょうか。それを最後に伺いたいと思います。法務大臣にお願いいたします。

○江田国務大臣 高齢者の虐待の防止が重要な問題になっていくことはよく承知をしておりますが、高齢者虐待防止というのは、やはり第一義的には、行政による対応によって迅速に解決するということが望ましい問題だと思っております。しか

し、高齢者、みんなの将来、みんなのあすです。ね、これを社会で支えていこうというのでもまた当然で、こうしたことから公的な介護の制度も導入をされ、これもいろいろの問題を含んでおりますが、さらにいいものにしていかなきやいけないというの当然です。

ただ、介護の問題は民法の問題とはやや違って、民法の問題ということになりますと、やはり財産の管理が問題、財産の管理能力の問題があるという場合に成年後見制度などがこの役割を果たすということでございます。この成年後見制度というのは家族法の、民法の世界の問題ではございますが、家族法と高齢者虐待の関係は引き続き注視をしていきたいと思っております。

○大泉委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。○奥田委員長 次に、馳浩君。○馳委員 自由民主党の馳浩です。よろしくお願

いいたします。先週、四月二十日の連合審査会に引き続き、子供の連れ去り問題から質問をさせていただきます。子供の最善の利益を重視する姿勢を一段と今回の民法改正で出しました。ならば、未成年者の子供がいる夫婦間で起こった子供の連れ去り問題は、子供の最善の利益をしっかりと勘案して、慎重に裁判所の決定をすることが今回改正の立法趣旨の一つだと私は思いますが、大臣としての見解をお伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 夫婦の間で子の奪い合いが生じた場合の子の引き渡し、これは、現在、家事審判法では、民法七百六十六条の子の監護について必要な事項として家庭裁判所が判断するわけですが、その場合に、本法律案で「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」という理念を明記しております。これはもう委員の御指摘のとおりだと思っております。

○馳委員 具体的には、DV防止法上の保護命令を出すときも、より慎重に適正手続を踏んで行う

こと、不当な連れ去りは、場合によっては児童虐待となる場合もあること、監護親を決定する場合に、不当な連れ去りは不利に働き、逆に、面会交流に積極的な親が監護親の決定に有利に働くこと、面会交流の約束を正当な理由なくほごにした場合、監護権者変更の重要な要素となるなど、これらの四点をしっかりと制度化していくべきではないかと思っております。いかがですか。

○江田国務大臣 DV防止法上の保護命令は適正手続が必要だ、あるいは子の連れ去りが場合によっては児童虐待になる、あるいは監護権、監護親を決定する場合に不当な連れ去りが不利に働くように、面会交流に積極的な親が監護権決定に有利に働くように、あるいは面会交流を正当な理由なく破つたら監護権者の変更の重要な要素になり得るというような御指摘は、いずれも一般論としては異論ありません。重要な指摘だと思っております。ただ、この一般論を法制化するということになりました。その必要性とかあるいはルールとしての明確性、ほかに考慮すべき要素がないかどうかなど、いろいろ考慮しなきゃならぬ点がございまして、今の段階では慎重な検討が必要だと思っております。

○馳委員 続いて、共同親権、共同監護権の問題について質問をさせていただきます。このテーマで質問をする私の意図は、離婚をした親としての機能は共同で果たすべきであるという、この大原則にのっとっての私の質問の趣旨であります。

まず最初に、今回の改正で子の最善の利益を軸に改正が行われましたが、このような流れの中で、さらなる進化形が共同親権、共同監護の導入だと私は考えており、伺います。先進主要国で共同親権、共同監護権を導入している国はどこですか。選択導入も含めて教えてください。

○江田国務大臣 私も直接にそれぞれの主要先進国の法制に自分で当たったわけではございませんが、私が知っている限りで言えば、ドイツにおい

ても、フランスにおいても、あるいはアメリカにおいても、選択肢ということも含めて、いずれも離婚後の共同親権制度を採用していると承知をしております。

○馳委員 我が国では、共同親権、共同監護権について法制審議会等で検討されたことはあります。もしされていなければ、これだけ学界やマスコミ等で議論をされているのに、なぜされていないのでしょうか。

○江田国務大臣 これも直接存じ上げているほど知識が博学ではありませんが、法制審議会民法部会の身分法小委員会というのが昭和三十年七月にまとめた親族法の仮決定及び留保事項において、離婚後も共同親権とするか、なお検討を要するというようにされたこと承知をしております。さらに、法制審議会民法部会身分法小委員会が平成三年から婚姻及び離婚制度全般について見直しを審議して、平成六年七月にまとめた要綱草案では、これも共同親権の制度については今後の検討課題とするといったこと、検討はされたいが、いずれも今後の課題とされているということとございまして、検討していないわけではないです。

○馳委員 では、伺います。どうして単独親権でなければいけないんですか。

○江田国務大臣 これは、私なんか民法を勉強したところには、共同親権ということになりますと、子供の監護、教育方針がどちらか統一されない、子供の価値観の分裂とかそういうものにつながって、やはり子供がすくすく育つには、監護、教育方針というのどちらか一方で専ら行われた方がいい、そういう考え方があって、さらにまた、離婚に至った夫婦のトラブルがそのまま離婚後も持ち越すことになってしまふとか、あるいは共同親権だとしても適切な合意がなかなか難しいとか、いろいろそういうようなことが言われたということだと理解をしております。そのいずれもが、今も妥当するかどうか、これ

ると、行政の対応はそれじゃ駄目じゃないかというお叱りをいろいろいただく、それはそれでもちろん当たっている面もあり、私ももそうした御指摘を受けながら精いっぱいのことをやっていたかなきゃいけません、同時に、子の虐待などは人ごとじゃない、私たち社会が抱えている今の病理現象なのだと思うんですね。大変な虐待をする親がいる、もう人の顔はしているけれども、あれは鬼じゃないかというような親がいるのも事実です。事実ですが、鬼の顔をしていても、やっぱりそこに人なんです、そういうことを行う鬼のような所業に出る、それもまた人としての弱みを持って、そこをやっぱりみんな覆い包み込んでいかなきゃいけない。

岡山のを挙げられましたが、高校一年の子供、これが、まあ私は新聞でちょっと見たのですが、やっぱり発達障害を抱えている。そういう発達障害を抱えた、しかも母親一人でそうした子を育てていくというときには、だんだんだんだんそこに問題が内向き内向きになって煮詰まってしまうというようなことがあるわけで、今抱えている社会のそうした問題を包括的にとらえ、それを改めていくには、やはり、例えば懲戒という言葉がいいのか、あるいは共同親権というのを取り組むべきじゃないのか、様々な課題があるので、これからも皆さんのお知恵を借りながらよりいい親族、相続制度にしていきたいと思います。

○木庭健太郎君 終わります。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。今日は、主に離婚後の親権、監護権の在り方、あるいは離婚前、離婚に至る過程での子の利益をどう図っていくのか、そういう点について質問させていただきたいと思っております。

今回の改正案の中で、七百六十六条におきまして面会交流それから養育費についていよいよ法律上、民法上明文化されたという点は大変な進歩であると高く評価したいと思っております。

ただ、実際には、この面会交流ですとかあるいは養育費につきまして、なかなか実際に強制執行

というのが難しい領域でもありますし、この実効性を、どのように家庭裁判所の審判を担保していくべきなのか。ここはやや立法政策を超えた部分でありますけれども、どのようにお考えなのか、大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のとおり、民法七百六十六条に手を入れまして、離婚の際に面会交流あるいは養育費の分担、これを合意するよう努めると、こういうことになりましたが、合意ができない事例もいっぱいあると、これはこれで大問題。一方で、合意ができた、しかしそれがなかなか履行されないと、これも大きな問題で、そこを御指摘いただいたような問題点があると、これはそう思っております。

そこで、その合意をどうやって実効性を持たせるかですが、今の制度としては、一つは履行の勧告、これは家庭裁判所。そしてもう一つは、強制執行ということになりますと間接強制しかない。

元々、間接強制ということ自体がなかなか実効性の乏しい制度だという指摘もあるわけですが、まして、更に一層この実効性を持たせるには、やっぱりこの合意に至ったときの両方の納得というのが一番大きいんですね。その納得を得ながらということになりますと、離婚のときのそうした合意をつくるのに、面会交流をさせたら子が連れ去られるのではないかと不安な人はないんだと、あるいは離婚のとき、それは確かにいろいろな葛藤があるでしょうが、なるべくそうした葛藤をなくするように、後まで尾を引きずらないようにそうした話し合いを十分すとか、あるいはこの面会交流がどれだけ子供にとって重要なことかというのを別れる両親に十分認識してもらおうとか、回りにどういふことが重要だと思っております。懸念掛けていくことが重要だと思っております。あるいは、面会交流についてそれをサポートする仕組みもまた必要であり、やはり社会的な理解と社会的な資源を豊富化すること、これが大切だと思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。

現実の問題といたしまして、やはり協議離婚の場合、大臣御指摘のように、まず合意に至る前です、特に子の監護に関する事項として、親権あるいは監護権をどちらに決定するのか、それからまた、一旦決定された後に、その後の面会交流の実績ですとかあるいは養育費の不履行等々いろいろあり得るわけですから、そういう場合、親権者の変更ですとかこういうことも考えていかなければならないと思うんですけれども。

立法論としてとならぬと思うんですけれども、特に今現実の問題としてよく耳にします問題点というのは、協議離婚の場合、合意に至る前に子供を合意なく一方が連れ去る、連れ去りという言い方が悪いかもしれませんが、子連れ別居ということがまずあって、その上で離婚の協議に入っていく、事実としてはそういう場面が多いとも聞くわけですから、こういうときに、これは立法論として、監護権者、親権者の決定の際に、例えばまだ相談が途中である、あるいは相談なくして一方的に、合意なくして子を連れ去る。事実上子の監護を行うことを通じて、その後の家庭裁判所での離婚の協議において、今裁判上の一つの準則として継続性の原則というのが言われておるんですけれども、子供を監護してきたという実績を積み重ねて、それによって親権を取るといふ事例が多数あると聞いております。

これに対処するためには、やはり合意なくして一方的に子供を連れ去る行為ですとか、あるいは連れ去った後にこれを取り戻されないように虚偽のドメスティック・バイオレンスの申立てをDV防止法に基づいて行うようなことも実際にはあるやに幾つかの報道等で行われておるところでございます。

何が申し上げたいかと言いますと、今回の七百六十六条で面会交流、そして養育費について明文化されたのは大変いいことなんですけれども、その基となる親権の所在ですね、あるいは監護権の所在について、ある種立法的に、これは法律上の

かあるいは政令、省令なのか分かりませんが、こういう意に反して子供を合意に至る前に連れ去る行為がある場合には、それを親権の決定の際に考慮する等々、あるいは面会交流をさせない親の場合、親権者の変更について家庭裁判所が判断する場合には、これこれについて配慮すべきであるというような、そのような条文というものは立法論としてあるべきだと私は思うんですけれども、その辺について大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 結婚している夫婦の関係も、あるいは離婚した後の元夫、元妻の関係も、さらにそうした親と子の関係も本当に千差万別でございます。こうした千差万別の夫婦、親子関係をどういふふうに法律的に規定をしていくかというのはなかなか大変なことで、やはりある種の一般的な法規範を作るしかなかないということがあると思っております。しかし、具体的な事例にそれをどう落とし込むか。これは事案に応じて、協議離婚ならばそれは二人で決めることですが、そうでなければ家事審判官が個別に判断をしますと、そこに委ねざるを得ないのではないかと思います。

一般論で言えば、専ら子の福祉の観点から、父母それぞれの意向であるとか今までの養育状況とか、あるいは双方の経済力、家庭環境、子の年齢、子の心情や意向、子の情緒の安定性等の諸事情を総合的にと、こうなってしまうわけですが、今委員が御指摘のようないわゆる継続性の原則、これは今言ったようないろいろな事情から、合意ができる前であって無理して子を移動させてそして自分の管理下に置けば、後は継続性の原則で守られるという、そういうことはやっぱりあってはいけない。全体的なことが同じならば、それは子供にとって環境が変わることが必ずしも好ましいわけじゃない、同じ環境の下で育つ方がいいとは言えますが、継続性の原則があるから、だから連れ去った方が得だと、そういうことがあってはいけないことは御指摘のとおりだと

の核燃料プールの崩れることを世界じゅうの専門家が心配をしています。

原発は、むしろ、エネルギーとして極めて脆弱なものであったと考えるべきです。

原発事故は、将来世代の人々も危険にさらされます。また、いまだに使用済み核燃料の最終処分

の道筋が確立されておらず、仮に確立できたとしても、十万元以上の長い管理が必要です。

原発の真のコストを考えたとき、原発が合理的な選択肢でないことは明らかです。我々は、原発の推進という国策を転換し、電力自由化によって経済合理性を基盤とした電力市場を構築することにより、原発を実現する責務があると考えます。

みんなの党の考える、決められる政治は、原発を再稼働させることではなく、原発から撤退していく決断をしていくことであります。原発について

の総理の御見解を伺います。

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及、発電方式等の効率化、エネルギーの地産地消の促進は、原発依存のエネルギー供給体制から脱却するためには不可欠です。

そのためには、発送電の分離を基礎に、電力小売への事業者の自由な参入を認め、電力小売価格を全面自由化する電力自由化を進める必要があります。総理のお考えをお聞かせください。

人類史上初の大震災に伴う原発事故で故郷を追われている福島の方々の悲痛な叫びをお聞きし、みんなの党は、これら被災者の生活再建を図る法案を提出してまいりました。

福島第一原発の周辺の立ち入りが制限される程度に著しい汚染が生じている地域の土地を買収し、または借り上げ、自然エネルギー事業や汚染の除去または低減に資する事業を行うこと等を内容とする法案であります。

原発問題の早期の解決と被災地の復興につなげるために、総理にはぜひ御賛同をいただきたいのであります。御所見をお聞かせください。

指定廃棄物の処理や除染について、前回の総理答弁では、現行の基準等を見直すとおっしゃっておられました。

先月二十五日、指定廃棄物最終処分候補地選定のこれまでの経緯を検証し、これを見直す方向であることが、環境省より発表されました。

しかし、残念ながら、今回の決定は、矢板市や高萩市に設置を決定したことの白紙撤回ではありません。加えて、各都道府県に処分場を設けるといふ、法律のどこにも書いていない基準を規定した基本方針はそのままです。これで本当に見直しと言えるのでありましか。総理の御見解を伺います。

前回は伺いましたが、ハーグ条約については、安倍総理より、早期締結を目指す旨の答弁があり、これによって、国際的な子供の連れ去りは解決に向かうと期待されます。

一方、国内においては、子供の連れ去り問題に対処するため、既に民法第七百六十六条が改正されました。しかし、その運用においては、法改正の趣旨が徹底されておりません。

離婚相談を受けた弁護士の中には、まず子供を連れ去れ、もう一方の親から引き離せ、虚偽でもDVの主張をしろと指導し、金もつけをする者がいると言われています。

この背景には、既成事実を承認し、子供を連れ去った親に親権、監護権を与える裁判所の運用があります。拉致司法と国内外で批判される実態です。

条約批准を機に、裁判官等に対し、改めて、国内の民法七百六十六条の立法趣旨の徹底を図るべきと考えますが、総理の御見解を伺います。

総理は、各党派の皆さんと丁寧な議論を積み重ね、合意を得る努力を進めてまいりますとおっしゃっていました。みんなの党は、ただ単に批判をするのではなく、積極的に対案を提出し、なぜ、与党案がだめで、みんなの党がいいかを説明し、しっかりと議論をしたいと思います。

安倍内閣が闘う改革を進めていくのであれば、みんなの党は真摯に協力をいたします。

一方、改革マインドを失った安倍内閣に対しては徹底批判していくことを改めて宣言し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 渡辺喜美議員にお答えをいたします。

消費税率の引き上げについてのお尋ねがありましたが、消費税率の引き上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信

認維持のために行うものであります。

法律で来年四月に引き上げることが決まっておりますが、機械的に何が何でも引き上げることではなく、一体改革の目的に沿って、税収を確保できることが重要と考えております。

例えば、強いデフレが続いて、消費税率を引き上げて逆にも減収になるようでは、意味がありません。

本年秋に、附則第十八条にのっとり、名目及び実質の経済成長率等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案して判断していくこととなります。

いずれにしても、三本の矢で、長引くデフレから脱却をし、日本経済を全力で再生してまいります。

金融政策や経済政策についての候補者の考え方を踏まえた次期日銀総裁、副総裁人事についてお尋ねがありました。

次期日銀総裁、副総裁については、出身母体は問わず、デフレ脱却に向け、金融政策に関する私の考え方に理解をいただき、確固たる決意と能力でこの課題に取り組んでいただく方、そして国際社会への発信力もある方を念頭に人選を行ってまいります。

その際、私みずから、黒田氏、岩田氏及び中曽氏の三名の候補者本人と、私の金融政策、経済政策の考え方について意見交換を行い、最適任の方々として、先日、国会に提示したところであり

ます。今後、国会の御同意を得て、黒田氏、岩田氏及

の改革の成果に加え、国際的な競争時代への変化を捉え、改革を進める必要があります。

これまで、基本法に基づき提出された法案に対してさまざまな議論があったことも踏まえ、過去の経緯の総括を行った上で、必要な改革を進めてまいります。

歳入庁の設置についてお尋ねがありました。

歳入庁については、昨年成立した税制基本改革法において、自民、公明、民主の三党合意に基づき、年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施するとされているところで、政府としては、この法律の規定に基づき、年金保険料の徴収体制をどのように強化していくのか、幅広い観点から検討してまいります。

選挙におけるインターネットの活用についての御尋ねがありました。

選挙におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方という、まさに選挙の基本的ルールにかかわる極めて重要な事項であり、各党各会派において、これまで、意見集約に向け積極的に協議されております。

現段階でなおさまざまな御意見があり、さらに議論を深めていただき、結論を得ていくことが重要と考えます。

私としては、公正性に配慮しつつ、できる限り早期に選挙で解禁できるように取り組んでまいります。

原子力政策と電力自由化についてお尋ねがありました。

原子力を含むエネルギー政策については、まず、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提であります。

この点、二〇三〇年代に原発稼働ゼロを可能とするという前政権の方針はゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築してまいります。

その際、電力システムの抜本的な改革に着手するとともに、できる限り原発依存度を低減させていくという方向で検討してまいります。

電力自由化についてのお尋ねがありました。

電力自由化については、電力供給構造のあり方及び小売全面自由化の工程等について検討を進め、安定供給を大前提としつつ、具体化を図ってまいります。

この国会において、関連する法案を提出できるよう、準備を進めております。

土地の買い取り・借り上げ法案についてのお尋ねがありました。

原子力事故により生じた損害に関しては、国が被害者の土地や建物を直接買い上げ、借り上げて補償するのではなく、一義的に、原子力損害賠償法に基づいて、東京電力に賠償の責任を負わせることが適切と考えます。

指定廃棄物の最終処分場についてはお尋ねがありました。

指定廃棄物の最終処分場の候補地の選定については、前政権下での取り組みについて改めるべきところは改めて、自治体との意見交換を重視した選定プロセスに大幅に見直すこととしました。

今後は、手順を踏んで着実に前進できるよう取り組んでまいります。

各県で発生している指定廃棄物については、それぞれの地域の問題として、各県単位で処分することが適当であると考えます。

民法第七百六十六条の改正の趣旨の周知についてお尋ねがありました。

民法第七百六十六条は、離婚の際に面会交流や養育費の分担について取り決めることが子の利益の観点から重要であることに鑑み改正されたものであり、引き続き、その趣旨を広く一般に周知徹底してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕
○国務大臣(麻生太郎君) 渡辺先生から三問頂戴してまいります。

金融緩和の手段としての外債購入についての御質問であります。

御存じのように、共同声明に基づき、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するということが重要であります。

日本銀行に対しましては、幅広い政策手段を御検討いただき、責任を持って大胆な金融緩和を推進されることを期待いたしております。

金融緩和のため具体的にどのような資産を買うかは、一義的に日本銀行が判断すべきところでありますが、外債購入という選択肢があることにつきまして、私と総理大臣との間に不一致はありません。

ただし、外債購入には、諸外国から見ても、形を変えた為替介入を一方的に行うものと誤解されかねないという難点があります。したがって、現段階においては、慎重に考えるべき問題であると認識しております。

御存じかと思いますが、日銀法上は、為替介入を目的とする外債購入については、日銀はあくまで、国の事務の取り扱いをする者として行うこととされており、日銀法第四十条において、日銀がみずから行うことは認められておりません。

次に、物価安定目標の達成責任の所在についての御質問を頂戴しました。

総理も答弁されましたように、物価安定目標の達成に関する責任は、一義的には日本銀行にあると私も認識しております。

その上で、物価上昇は、実体経済の成長を伴って安定的に実現していくことが望ましいと存じます。

したがって、政府としても、機動的なマクロ経済政策運営に努めるとともに、成長力、競争力の強化の取り組みを実行してまいります。また、財政運営に対する信頼を確保するため、持続可能な財政構造を確立するための取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

る権限と責任を有することが可能な制度となっている。

わが国においても単独親権のみを定める民法が実情に照らしてもはや相当とはいいがたく、日弁連では、二〇〇六（平成一八）年以降、三回にわたってシンポジウムを開催するなど、共同親権を実現するための法改正に向けて継続して調査研究をすすめている。

(3) 面会交流権の保障

両親の離婚ないし別居により父または母と別居するに至った子どもにとって、非監護親ないし別居親との接触の機会を確保して、精神的つながりを維持し、良好な関係を保つことは、その成長にとってきわめて重要であり、健全に成長発達するための権利である。また、親にとっても、別居する子どもとの接触を確保することは、自然の情愛に基づく権利であるといえることができる。

実務上子どもとの面会交流は子の監護に関する処分的一种として認められているが、両親の間の葛藤や反発が大きいことなどにより、その実施がスムーズに行われないう事態が生ずることがある。面会交流を強制的に実現するための法律上の制度として、履行勧告や間接強制の制度があるが、必ずしも十分であるとはいえない。

今後、面会交流権の保障を強化するための運用を確立する必要があるとともに、面会交流の実施を援助するための機関や制度を整え、充実させる必要があり、そのための調査研究を行っている。

2 子の奪取

離婚紛争に伴い親の一方が別居にあたって子を一方的に連れ去ったり別居している非監護親が子を連れ去ったりするなどの事態がしばしば生ずる。本来、子の監護をめぐる紛争は協議によって解決するか、協議が整わな

いときは家庭裁判所の手続によって解決すべきものであり、そのような手続を経ないで子を一方的に連れ去るの
は違法である。しかし、わが国では、このような違法な連れ去りがあったとしても、現状を重視する実務のもと
で、違法行為がまったく問題とされないどころか、違法に連れ去った者が親権者の決定において有利な立場に立
つのが一般である。

ところで、国際間の子の奪い合いが発生した場合の対処について定める条約として、「国際的な子の奪取の民
事面に関する条約」(いわゆるハーグ条約)がある。これは、共同監護権者の一人の監護権を侵害する子の連れ
去りは不法なものであるとされ、このような不法は子の連れ去りが発生した場合の迅速な返還の手続を定めてい
る。わが国は、この条約を批准していないために、子の連れ去り天国であるとの国際的非難を受けているのみな
らず、他国の裁判所では、わが国がこの条約を批准していないことを理由に、日本国籍の親を監護権者に指定す
るのは相当でないとの判断もなされている。

日弁連は、二〇〇三(平成一五)年五月の「子どもの権利条約に基づく第二回日本政府報告に関する日本弁護
士連合会の報告書」(カウンターレポート)においてこの条約の批准を求める意見を述べるなど、取組みをすす
めている。

3 七七二条問題

民法七七二条二項は「離婚後三〇〇日以内に生まれた子については婚姻中に懐胎したものと推定する旨規定し、
一項の規定とあいまって前夫との嫡出子と扱われることになるが、実際は、前夫が父ではないために、母が出生
届を出すことができず、その結果、その子はいずれの戸籍にも記載されなままになるといふ事態が生じている。

この問題について、法務省は、二〇〇七(平成一九)年五月、離婚後に懐妊したことを証する医師の証明書が



イタリア大使館 イタリアと日本 パスポートと各種業務 ビザ ビジネス 文化とイタリア語 広報 連絡先

ご注目 >>> 大使 領事ネットワーク 領事業務 ビザ申請 震災情報 ソーシャルメディア 領事掲示板 領事関連各種情報・書式

Home > 大使館の紹介 > お知らせ > 大使館から (新聞発表)

お知らせ

プレスリリース

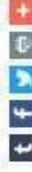
日本に関するニュース

写真

ビデオ

大使館から (新聞発表)

Date: 30/03/2018



未成年者の略取 - 在京欧州連合加盟各国大使より日本国法務大臣へ書簡を提出

在日欧州連合代表部と在日各国大使館との間における連携活動の一環として、駐日イタリア大使と他国の欧州連合加盟国駐日大使は、上川陽子法務大臣に書簡を送り、未成年者の略取に関する裁判での判決が判決内容通りに履行されるよう、日本の関係当局の認識を高めるべく呼びかけました。

大使達は書簡の中で、裁判での最終判決で、権利が法的に確立されたにも関わらず、もう片方の親の強い反対により、自らの子に面会できていない親の判例が多く存在していることを指摘しました。国連が定める児童の権利に関する条約にもあるように、今後、このような状況下の未成年者達が、両方の親との関係を保ちつづけることができるよう、関係当局が日本の裁判所での判決内容に細心の注意を払い、厳重に監視することが望まれます。

甲第9号証

 にじま @TokyoKojima
@EUinJapan #EU大使に質問 #人権デー 日本では、子ども達が片親に拉致され、片親と従前の生活を奪われることが頻発横行しています。日本の裁判官らが人権問題とせず偏見し、日本の政治家達も容認し、日本の人権活動家達も関心を持ちません。日本にこの深刻な人権問題を理解させるにはどうすればよいでしょうか？
2018-12-03 09:19:19

 駐日欧州連合代表部 @EUinJapan [フォローする](#)
駐日EU代表部は、EUの大使館であり、EUに主権が移譲されている政策分野について、加盟28カ国を代表して日本政府と折衝を行っています。Official Twitter of EU Delegation to Japan #eujapan RTs/follows = endorsements
<https://t.co/UjuX8Xdb0d>

 駐日欧州連合代表部 @EUinJapan
@TokyoKojima ご質問ありがとうございます。お手数ですが、回答はこちらの投稿をご参照ください
twitter.com/EUinJapan/stat...
2018-12-10 15:50:38

 駐日欧州連合代表部 @EUinJapan

1 国連の子どもの権利条約には すべての子どもには父母のいずれとも関係を維持し定期的に直接接触し続けることができる権利があると書かれています #EU大使に質問 #EUinJapan

Sauvons Nos Enfants Japon @RaptEnf...
#EU大使に質問 子供の連れ去りによる人権侵害が日本で多数発生している。EUの子供も何百人被害者になっている。対策を教えてください。

♡ 100 12:52 - 2018年12月10日 ⓘ

🗨️ 84人がこの話題について話しています >

 駐日欧州連合代表部 @EUinJapan
1 国連の子どもの権利条約には すべての子どもには父母のいずれとも関係を維持し定期的に直接接触し続けることができる権利があると書かれています #EU大使に質問 #EUinJapan
twitter.com/RaptEnfantJapo...
2018-12-10 12:52:06

 駐日欧州連合代表部 @EUinJapan
2 実際には、**確かにそれは人権侵害であると同時に子どもにとっては両親に会って絆を確かめることができないという悲劇でもあります** #EU大使に質問 #EUinJapan
2018-12-10 12:54:15

 駐日欧州連合代表部 @EUinJapan
3 駐日EU代表部とEU加盟国大使館はそのような子どもたちの利益を最優先に、日本の当局に働きかけることとしています #EU大使に質問 #EUinJapan
2018-12-10 12:55:05



井上武史 Takeshi INOUE

@inotake77

フォローする



今の日本の運用は、一方親権者による「最初の」子の連れ去りは犯罪ではなく、その後の他方親権者による取り戻しを犯罪とするというもので、法適用のあり方としてもおかしいと思います。むしろ、現状変更をもたらす最初の連れ去りの方が違法性が高いはずで、その点を不問にすることには疑問があります。

16:59 - 2018年9月19日



井上武史 Takeshi INOUE

@inotake77

フォローする



「単独親権⇒同意なき子の連れ去り⇒継続性の原則」という負の連鎖をどこかで断ち切らないと、串田先生が指摘されている人権侵害は繰り返されます。今日も日本のどこかで、同意なき子の連れ去りが行われて、親子の離別が行われていることでしょう。

19:50 - 2018年12月8日



井上武史 Takeshi INOUE

@inotake77

フォローする



調べれば調べるほど、日本において子の連れ去り（一般に「誘拐」と表記されます）が裁判実務で不問にされているのか理解できません。児童の権利条約およびハーグ子奪取条約の考え方に反するのは明らかで、犯罪であるかどうかはともかく、少なくとも民事上は違法と評価すべきでしょう。

22:00 - 2018年12月11日

50件のリツイート 95件のいいね



1 50 95



井上武史 Takeshi INOUE @inotake77 · 2018年12月11日



日本では未成年者略取誘拐罪にならないからといって、子の連れ去りは奨励されるべきものではないでしょうし、そのことを広く通知することは望ましくもありません。子の連れ去りにインセンティブを与えるような法実務はそれ自体が望ましくないだけでなく、社会に対しても誤った認識を与えてしまいます。



井上武史 Takeshi INOUE

@inotake77

フォローする



子の連れ去りを躊躇する良心的な親の方が不利益を受けるというのは、法の一般原理に反するような気がします。

なお外国人配偶者の場合は、直接本国に連れ去るとハーグ条約が適用されてしまうので、先ず日本国内で子連れ別居し、監護権が確定してから本国に連れ帰る、という方策がとられるようです。

串田誠一 @ishinkushida

本日は午後外国人の配偶者に子どもを連れ去られた女性からお話を伺いました。子どものためを思って父親に面会を認めていたら子どもを連れ去られてしまい、裁判所は現状維持を優先したいつもの判断！
両親相互に疑心暗鬼を生じさせる日本の制度が問題であることを改めて認識しま...

1:31 - 2018年12月17日



井上武史 Takeshi INOUE

@inotake77

フォローする



他方親の同意なき子の連れ去りは人道問題なので、関与している弁護士や裁判官はこれまでの認識や実務・慣行をあらためないと、いつの日か「子の誘拐に加担した人たち」と言われるようになると思います。すでに国際的に大きな非難を受けている中、「当時は許されていた」という言い訳は通用しません。

0:19 - 2019年1月4日